

市有財産一時貸付（飲料自動販売機）に係る入札公告

令和2年度市有財産一時貸付（飲料自動販売機）の一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和3年2月2日

佐倉市長 西田 三十五

1 貸付物件及び貸付期間

(1) 貸付物件

物件番号	設置番号	対象施設	設置場所	所在地	予定価格 貸付期間全期間分の 最低貸付料 (消費税及び地方消費税の額を含みません。)
1	1-1	佐倉草ぶえの丘	食堂入口	佐倉市飯野820	961,200円
	1-2	佐倉草ぶえの丘	食堂入口	佐倉市飯野820	
	1-3	佐倉草ぶえの丘	研修センター 食堂ウッド デッキ横	佐倉市飯野820	
	1-4	佐倉草ぶえの丘	研修棟1階	佐倉市飯野820	
	1-5	志津コミュニティセンター	1階	佐倉市井野794-1	
2	2-1	佐倉草ぶえの丘	食堂入口	佐倉市飯野820	1,195,200円
	2-2	佐倉草ぶえの丘	食堂入口	佐倉市飯野820	
	2-3	佐倉草ぶえの丘	古民家	佐倉市飯野820	
	2-4	佐倉草ぶえの丘	広場	佐倉市飯野820	
	2-5	志津コミュニティセンター	1階	佐倉市井野794-1	
	2-6	飯野台観光振興施設	休憩所	佐倉市飯野町27	

(2) 貸付期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日(36か月)

2 一般競争入札参加資格

次の要件に該当する者

- (1) 個人にあっては満20歳以上の者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しない者又は、当該事実のあった日から3年

以上経過している者

- (4) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 佐倉市内に本社、本店又は営業所を有する者において、法人市民税（個人にあっては住民税）を滞納していない者
- (6) 官公庁又は民間企業において、令和元年度又は令和2年度に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績（現在履行中の実績も可とする。）を有している者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者
- (8) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者
次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

3 市有財産一時貸付一般競争入札案内書の配布期間及び配布場所並びに問い合わせ先

入札に参加を希望される方は、必ず令和2年度市有財産一時貸付（飲料自動販売機）一般競争入札案内書を下記（1）のホームページアドレスよりダウンロードし、入手してください。

- (1) 佐倉市役所資産管理経営室ホームページ

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000028179.html>

- (2) 公表期間

令和3年2月2日（火）から令和3年2月15日（月）午後5時まで

- (3) 問い合わせ先

佐倉市海隣寺町97番地（市庁舎1号館 管理棟2階）

佐倉市役所資産管理経営室（電話 043-484-6110）

4 入札保証金

入札保証金の納付は免除としますが、落札者が契約を締結しない場合には、落札額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます）の5%に相当する額を違約金として徴収致します。

5 入札手続き

(1) 入札期間

令和3年2月9日(火)から令和3年2月15日(月)まで

(2) 入札方法

ア 入札方法は、持参又は郵送(簡易書留郵便又は、一般書留郵便とします。)のいずれかに限ります。

イ 持参の場合は、上記(1)の期間中の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)の間に、下記へ提出してください。

【提出先】

佐倉市海隣寺町97番地(市庁舎1号館5階)

佐倉市役所契約検査室(電話 043-484-6111)

なお、提出時に持参された方の氏名等を確認させていただきますのでご了承ください。

ウ 郵送(簡易書留郵便又は、一般書留郵便とします。)の場合は、上記(1)の期間中に下記へ郵送してください。入札期間最終日(令和3年2月15日)必着とします。

【郵送先】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所契約検査室契約班 あて

エ 入札回数は、1回とします。

(3) 提出書類

入札参加者は、下記の書類を提出してください。

A 個人として入札に参加申請する方

ア 入札参加申込書

イ 印鑑証明書

ウ 入札書

物件ごとに、入札書のみを入札書提出用封筒に入れ、封印して提出してください。

エ 住民票

オ 国税の納税証明書(その3の2)

「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出して下さい。

カ 佐倉市民の方については、直近2年度分の住民税の納税証明書をそれぞれ1部(未納がないこと。)

キ 官公庁又は民間企業において、令和元年度及び令和2年度に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績(現在履行中の実績も可とする。)を証明する書類
契約書等の写しを提出して下さい。

B 法人として入札に参加申請する方

ア 入札参加申込書

イ 印鑑証明書

ウ 委任状

支店・営業所等に委任する場合のみ提出してください。

エ 入札書

物件ごとに、入札書のみを入札書提出用封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

カ 役員等名簿

キ 国税の納税証明書（その3の3）

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出して下さい。

ク 佐倉市内に本社又は営業所等がある法人については、直近2年度分の法人市民税の納税証明書をそれぞれ1部（未納がないこと）

ケ 官公庁又は民間企業において、令和元年度及び令和2年度に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績（現在履行中の実績も可とする。）を証明する書類

契約書等の写しを提出して下さい。

提出書類のうち、「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「住民票」は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を1部提出して下さい。

（4）複数物件に申込みする場合について

ア 「入札参加申込書」、「入札書」及び「委任状」は、参加物件ごとに提出して下さい。

イ 「入札参加申込書」、「入札書」及び「委任状」以外の各証明書等は原本を1部、及び残りの参加物件には、写しを提出して下さい。

（5）資格確認結果の連絡

資格確認の結果、入札参加資格なしと決定された方だけに対して、電話で連絡します。電話の連絡後、後日文書により通知します。

6 入札書等の提出方法

ア 入札書に記載する入札金額は、貸付期間全期間の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額）を記載してください。

なお、予定価格（最低貸付料）には消費税及び地方消費税に相当する額は含んでおりません。

イ 入札書は、入札に参加する物件ごとに、指定の入札書様式を用いて下さい。入札書は、指定の「入札書提出用封筒」に入れ、必ず封印の上、提出して下さい。

ウ その封詰めした「入札書提出用封筒」と、その他の提出書類を「市有財産一時貸付一般競争入札参加申込書等封筒」に同封して提出してください。

7 開札

（1）開札の日時

令和3年3月4日（木） 午前10時40分

（物件番号順に、順次開札します。）

（2）開札の場所

佐倉市役所1号館 6階第1会議室

（3）開札の方法

ア 開札は、開札立会人の立会いのもと公開して行います。

イ 開札立会人は、市の指定した入札事務に関係のない職員をもって充てます。

ウ 入札参加者その他の傍聴は自由としますが、開札会場その他の事情により傍聴人の数を

制限することがあります。

(4) 無効となる入札

無効となる入札は、入札に参加する資格がない方が行った入札、及び入札書に記載した金額を訂正しているもの等、令和2年度市有財産一時貸付（飲料自動販売機）一般競争入札案内書に定めるとおりとします。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格（最低貸付料）以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

(6) 落札価格及び契約金額の決定

その入札書に記載された価格（貸付期間の総額）をもって落札額とします。

落札額に、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます）をもって契約金額（貸付料）とします。

8 契約

(1) 契約書の作成

この公告の貸付財産の貸付契約に当たっては、契約書の作成が必要となります。落札者は、落札決定の日からすみやかに契約を締結してください。

(2) 契約保証金

契約の締結に当たっては、契約保証金の納付が必要となります。その額は、契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）とします。

(3) 費用の負担

契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、落札者の負担とします。

(4) 貸付料の納付

落札者は、当該年度の貸付料について、佐倉市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納付期限までに納付しなければなりません。

(5) 利用の制限

落札者は、貸付財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用してはなりません。

(6) 免責事項

契約の締結後、貸付財産に数量の不足又は契約不適合があった場合においても、佐倉市は原則その責めを負いません。

9 留意事項

(1) 提出された入札参加申込書等は、返却しません。

(2) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、案内書等の不明その他いかなる理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取り止めることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

- (3) 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、入札参加資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。
- (4) 落札者が、正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後、一定期間一般競争入札に参加することができないことがあります。
- (5) この公告に記載する事項以外の事項については、令和2年度市有財産一時貸付（飲料自動販売機）一般競争入札案内書のとおりとします。

10 担当

(1) 事業担当

資産管理経営室 F M 推進班

電話：043-484-6110

ファクシミリ：043-484-1515

(2) 入札執行担当

契約検査室契約班

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919